

議案第 7 号

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行
に関する条例の一部改正について

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行
に関する条例の一部を改正する条例

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条
例（平成 13 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号」を「市川市市川南 2 丁目 9 番 12 号」
に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

理 由

市役所の本庁舎の建て替えに当たり、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の事務所が市川南仮設庁舎に移転することに伴い、当該事務所の所在地を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。